

議案第79号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「46平方メートル」を「51平方メートル」に改める。

別表 1 市営住宅の表治良丸北団地の項及び保土野団地の項を削り、同表 4 共同施設（1）集会所の表東田団地集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

単身の高齢者等が入居することができる市営住宅の基準を緩和するため、及び老朽化した治良丸北団地等を廃止するため、本案を提出する。